

平成 30 年 12 月 14 日
近畿総合通信局

船舶に開設した不法無線局の共同取締りで 2 名を摘発

～京都府宮津市の港湾で宮津海上保安署と共同取締りを実施～

近畿総合通信局（局長：大橋 秀行（おおはし ひでゆき））は 12 月 14 日（金）に、京都府宮津市の港湾において、宮津海上保安署と共同で、船舶に開設した不法無線局の取締りを実施しました。

今回の取締りでは、自己が所有する船舶に不法無線局を開設していた 2 名（2 隻）を電波法違反で摘発しました。

取締り結果は、以下のとおりです。

- 1 不法無線局の種別及び局数
不法特定船舶無線 1 局
不法アマチュア無線 1 局
- 2 被疑者の住所及び職業
京都府宮津市在住の会社員（73 歳 男）
京都府宮津市在住の遊漁船事業者（53 歳 男）
- 3 関係法令及び適用条項
電波法第 4 条第 1 項（不法開設）
電波法第 110 条第 1 号（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）
- 4 参考事項
近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

連絡先：電波監理部 監視第一課
（担当：山本、西廻）
電話：06-6942-8523